

「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪外食産業協会（以下「乙」という。）は、食品廃棄物の減量とりわけ「食べ残しゼロ」の推進に向けて、相互に連携・協力して事業を実施するにあたり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、「食べ残しゼロ」の推進に向けた取組などを実施することを通じて食品廃棄物の減量を図り、もって大阪の食文化の健全な発展及び環境負荷の少ない社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 本協定に基づき連携・協力して取り組む事項は、次のとおりとする。

- (1) 食べ残しゼロの推進に関する啓発・広報に関すること
- (2) 食べ残しゼロの推進に関する取組の企画・立案に関すること
- (3) 甲が実施する食べ残しゼロ推進店舗登録制度の普及・周知に関すること
- (4) その他、甲と乙双方が必要と認めること

（連絡調整）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がないときは、本協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様の取扱いとする。

（協議）

第5条 本協定に定めない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月7日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 吉村 洋文

印

乙 大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号
一般社団法人大阪外食産業協会

会長 荻原 奨

印